



山本裕治が櫻島埠頭株式会社＜9353＞株式の変更報告書を提出（保有増加）



東証スタンダードの櫻島埠頭株式会社＜9353＞について、山本裕治が2026年7月14日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「・株式等保有割合が1%以上増加したこと・担保契約等重要な契約に関する変更」によるもの。

報告書によると、山本裕治の櫻島埠頭株式会社株式保有比率は、14.55%と1.04%増加した。

報告義務発生日は、2026年7月10日。